

平成30年度 年末調整プログラム 手順・注意点

配偶者控除等申告書の追加、及び配偶者控除・配偶者特別控除の変更により年末調整プログラムでの入力手順も変更となっております。

入力の手順及び注意点についてまとめましたので、平成30年度版年末調整プログラムでの操作前にご一読下さい。

【 入力等において前年度と大きく変わった点 】

1. 扶養控除等申告書と同じプログラム内に、配偶者控除等申告書を追加
2. 保険料控除申告書から配偶者特別控除欄を削除
3. 配偶者区分（控除対象/特別控除対象/対象外）の判定
本人合計所得金額※1と配偶者合計所得金額から配偶者区分を自動判定
4. 一括入力は給与・賞与金額のみの入力に変更※2
保険料・扶養者数等情報は個別入力で各申告書データを取り込むため
一括入力だけでは正しい帳票出力不可
5. 個別入力での扶養・障害者数手入力の無効化※3
6. データバックアップのオプション「給与・項目登録、コピー項目登録を
処理対象にする」に対し、初期値を年調プログラムと給与システムとで
差別化※4

※1 年調する/しないで合計所得金額を求める対象元が異なります

・年調する受給者

「源泉徴収簿(9)の給与所得」+「個別入力[配偶者区分]内の其他所得欄に手入力した金額」=合計所得金額

・年調しない受給者

配偶者控除等申告書の「本人の本年中の合計所得金額（見積額）」

※2 10月発送の年末調整プログラム変更内容において、一括入力でも保険料・扶養入力ができるのご案内しましたが、扶養控除等申告書や配偶者控除等申告書からの流れが昨年と大きく異なることから、本年度は操作の混乱を避けるため個別入力のみでのご提供といたしました

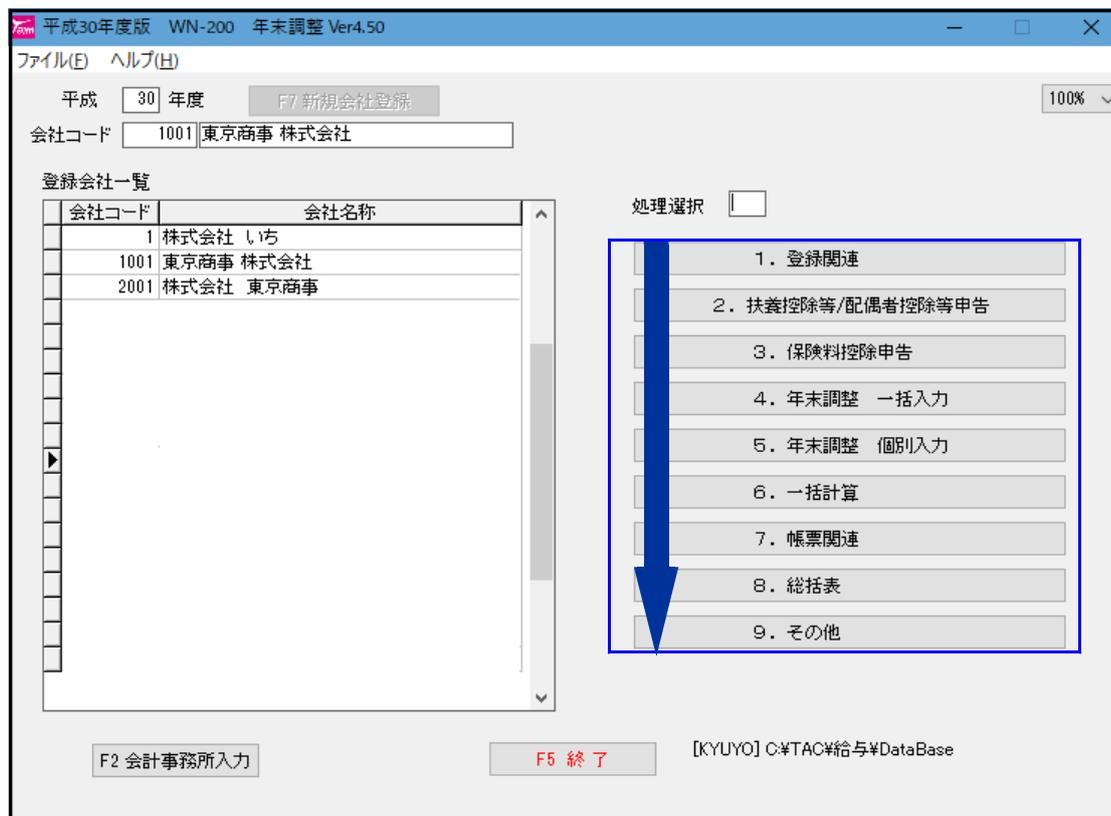
※3 乙欄者は扶養データ読みする際、税表区分変更が必要です

※4 給与システムで呼び出した場合はチェックが付き、年末調整プログラムで呼び出した場合はチェックが付きません



年末調整の手順（流れ）

年末調整プログラムのメインメニューの番号が、入力順になっています



● 個別入力で1名ずつ給料・賞与・手当等金額を入力する場合

1. 登録関連
↓
2. 扶養控除等/配偶者控除等申告書
3. 保険料控除申告書
↓
5. 個別入力
扶養・保険料情報の取り込み
給料等金額入力・摘要文字等入力
「配偶者区分」での確認及び確定
↓
6. 一括計算
↓
7. 帳票関連
↓
8. 総括表

● 一括入力で月ごとに全社員まとめて給料・賞与金額を入力する場合

1. 登録関連
↓
2. 扶養控除等/配偶者控除等申告書
3. 保険料控除申告書
↓
4. 一括入力
↓
5. 個別入力
扶養・保険料情報の取り込み
摘要文字等入力
「配偶者区分」での確認及び確定
↓
6. 一括計算
↓
7. 帳票関連
↓
8. 総括表

- ・ 個別入力での人数手入力できないため、配偶者・扶養者がいる場合は必ず扶養控除等申告書及び配偶者控除等申告書(配偶者(特別)控除対象者は必須)を作成して下さい。
- ・ 平成29年度版プログラムでデータ入力をしていた場合も、2～6の手順で配偶者控除等申告書を作成後にデータ内容確認を行ってから各帳票の印刷に進んで下さい。

平成30年度 年末調整プログラム 簡易操作説明書

2. 扶養控除等申告書/配偶者控除等申告書 を作成します

変更点：平成29年度プログラムでは配偶者区分は手動でしたが、平成30年度は新規追加様式の配偶者控除等申告書で本人合計所得金額及び配偶者合計所得金額を入力することにより自動判定することとなりました。

各申告書の作成：扶養控除等申告書と配偶者控除等申告書をタブで切り替えて作成します。
 ※配偶者「なし」の場合、または配偶者「あり」で配偶者氏名等の登録がない場合は配偶者控除等申告書への切り替えはできません。

配偶者「あり」の場合

- ① 配偶者の登録・訂正
- ② 配偶者控除等申告書の作成
- ③ 扶養控除等申告書の印刷

①から③の手順で処理を行って下さい

扶養控除等申告書

扶養控除等異動申告書 配偶者控除等申告書

本人区分 1. なし 2. 老年者 3. 労働 4. 特別労働 5. 寡夫 勤労学生 従たる給与 扶養 0 人

本人障害 1. なし 2. 一般 3. 特別 あなたの続柄

配偶者区分 2. あり ※配偶者の区分判定は配偶者控除申告書で行います

源泉控除対象 同一生計配偶者 市区町村名 豊

※扶養控除判定のため生年月日は必ず入力して下さい

No	氏名	続柄	生年月日	区分	同居	障害	職業	住所	所得見積額
配偶者 0	東京 花子	妻	昭和 33/6/30	なし	同	なし		東京都豊島区上池袋 1234-5-6	350,000
扶養 1									
2									
3									
4									
5									

配偶者控除等申告書

本人

本人の本年中の合計所得金額(見積額) 6,675,000 円 区分 I A

配偶者 ← ボタンクリックで判定表を表示できます

氏名 東京 花子 生年月日 昭和 33/6/30

住所 東京都豊島区上池袋 1234-5-6

配偶者の本年中の合計所得金額(見積額) 350,000 円 区分 II 2

判定

判定	所得見積額	区分
A	900万円以下	A
B	900万円超 950万円以下	B
C	950万円超 1,000万円以下	C
-	1,000万円超 (申告不可)	-

判定

判定	所得見積額	区分
①	38万円以下かつ年齢70歳以上	①
②	38万円以下かつ年齢70歳未満	②
③	38万円超 85万円以下	③
④	85万円超 123万円以下	④
-	123万円超 (申告不可)	-

合計所得金額の見積額の計算表

本人の合計所得金額(見積額)			
所得の種類	収入(a)	経費(b)	所得(a)-(b)
給与 ①	8,000,000		6,000,000
事業 ②			
雑 ③			
配当 ④	675,000		675,000
不動産 ⑤			
退職 ⑥			
①~⑥以外 ⑦			

特定退職

配偶者の合計所得金額(見積額)			
所得の種類	収入(a)	経費(b)	所得(a)-(b)
給与 ①			
事業 ②			
雑 ③			
配当 ④			
不動産 ⑤			
退職 ⑥			
①~⑥以外 ⑦			

特定退職

控除額の計算

配偶者控除の額 380,000

配偶者特別控除額

※⑦の計算は(a-b)×1/2です。特定役員の場合は[特定退職]ボタンでa-bの計算をします。

前社員(F2) 後社員(F3) 扶養並の答え(F4) 終了(F5) 削除(F6) 社員訂正(F8) 印刷(F9)

すでに平成29年度版プログラムで扶養控除等申告書を完成させている場合

①配偶者「あり」の社員の配偶者控除等申告書を作成します。配偶者合計所得金額は扶養控除等申告書と共通のためそのままセットしますので、本人の合計所得金額を入力して下さい。

※配偶者が完全に控除対象外の場合は入力不要。データなしは控除対象外の判定となります※

直接手入力もできます

配偶者

計算表に収入金額を入力して合計所得金額を算出・転記

配偶者区分を判定し、控除対象の場合は控除額がセットされます。
[印刷 (F9)] で印刷します。

[配偶者] ボタン

[配偶者] ボタンを押すと判定表を表示
判定該当枠が赤くなります。

この表の配偶者区分①～⑬は
平成29年度プログラムで手動
選択した表と同じ番号です。

【配偶者控除申告書】配偶者控除額/配偶者特別控除額

本人の本年中の合計所得金額(見積額) 6,675,000 円 源泉控除対象配偶者の範囲

配偶者の本年中の合計所得金額(見積額) 350,000 円 控除対象配偶者の範囲

配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	38万円以下 48万円①	26万円②	13万円③	0円④
老人控除対象配偶者	48万円①	32万円②	16万円③	0円④
38万円超 85万円以下	38万円⑤	26万円⑥	13万円⑦	0円⑧
85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	0円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	0円
配偶者特別控除	95万円超 100万円以下	26万円⑨	18万円⑩	9万円⑪
100万円超 105万円以下	21万円⑫	14万円⑬	7万円⑭	0円⑮
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	0円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	0円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	0円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	0円
123万円超	0円	0円⑯	0円	0円

控除対象: ①～④ 同一生計配偶者: ①～④ 源泉控除対象: ①②③④
配偶者特別控除対象: ⑤～⑮ 控除対象外: ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮

閉じる

②配偶者控除等申告書が完成したら、扶養控除等申告書を印刷して下さい。

配偶者控除等申告書の機能について

本人
 本人の本年中の合計所得金額(見積額) 6,700,000 円

① 合計所得金額欄は手入力可能です。

合計所得金額の見積額の計算表

本人の合計所得金額(見積額)

所得の種類	収入(a)	経費(b)	所得(a)-(b)
給与 ①	8,000,000		6,000,000
事業 ②			
雑 ③			
配当 ④	675,000		675,000
不動産 ⑤			
退職 ⑥			
①～⑥以外 ⑦			

計算表の所得計と一致しない金額を入力した場合は、手入力が優先となり計算表の金額を全クリアします。

左図のケース
一致しないので計算表内の金額をクリアします

計6,675,000

② [個別入力]からの転記機能

個別入力で確定した本人及び配偶者の合計所得金額を、配偶者控除等申告書へ転記できます。

配偶者区分 個別入力「配偶者区分」

配偶者 あり 障害者区分 特別障害者/老人

配偶者名 東京 花子 生年月日 昭和 3年 6月30日

※ 本人の合計所得 給与所得 6,990,000 (6,990,000 +)

配偶者の合計所得(見積額) 判定

配偶者区分
 控除対象
 老人控除対象
 特別控除対象
 控除対象外

配偶者控除区分
 同一生計(障害者控除対象)
 源泉控除対象

配偶者区分判定 1

確定 キャンセル

【※本人の合計所得について】
 「年調する」場合は、個別入力の「給料・賞与・手当等」より所得金額を計算した結果を表示します。「F11扶養(配偶者)読」をしても本人の合計所得は転記しません。
 ただし「年調しない」場合は、「F11扶養(配偶者)読」にて配偶者控除等申告書の「本人の本年中の合計所得金額」を転記します。

[確定] ボタンを押すと、以下のメッセージを表示します。

警告

本人の合計所得および配偶者の合計所得(見積額)を配偶者控除申告書へ転記しますか？

「はい」で各合計所得金額欄へ転記します。

配偶者控除等申告書

本人の本年中の合計所得金額(見積額) 6,990,000 円

配偶者 ←ボタンクリックで判定表を表示できます 控除対象(1)

氏名 東京 花子 生年月日 昭和 33/6/30

住所 東京都豊島区上池袋 1234-5-6

配偶者の本年中の合計所得金額(見積額) 350,000 円

※計算表へは転記しません。

③ 配偶者控除等申告書で判定した配偶者区分は、扶養控除等申告書に反映します。

本人	配偶者控除等申告書		判定	900万円以下	A
本人の本年中の合計所得金額(見積額)	6,990,000 円	区分 I	A	900万円超 950万円以下	B
配偶者	←ボタンクリックで判定表を表示できます		判定	950万円超 1,000万円以下	C
氏名	東京 花子	生年月日	昭和 3/6/30	1,000万円超 (申告不可)	-
住所	東京都豊島区上池袋 1234-5-6		源泉控除対象	同一生計配偶者	老人控除対象
配偶者の本年中の合計所得金額(見積額)	350,000 円	区分 II	1	38万円以下かつ年齢70歳以上	①
				38万円以下かつ年齢70歳未満	②
				38万円超 85万円以下	③
				85万円超 123万円以下	④
				123万円超 (申告不可)	-

扶養控除等申告書において、「源泉控除対象」「同一生計配偶者」に該当の場合はわかりやすく表示します。
(給与の扶養人数のカウントで配偶者が扶養/障害者として該当かどうかの判断に必要)

扶養控除等異動申告書	扶養控除等申告書	
本人区分	1. なし	2. 老年者
本人障害	1. なし	2. 一般
配偶者区分	1. なし	2. あり
※扶養控除判定のため生年月日は必ず入力して下さい。		源泉控除対象
※配偶者の区分判定は配偶者控除申告書で行います		同一生計配偶者
No	控除	氏名
0	配偶者	東京 花子
		続柄
		生年月日
		区分
		同居
		障害
		職業
		住所
		所得見積額
		異動事由

④ 印刷指定で個人番号を印刷しないと、「個人番号省略の印字を行う」にチェックを付けた場合、申告書右下枠外に「□マイナンバー(個人番号)については給与支払者に提供済のマイナンバー(個人番号)と相違ない。」と印字します。

個人番号印刷	2	1. する	2. しない
<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号省略の印字を行う			
収入	110万円超 116万円以下	116万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下
控除額	0円	60,000円	30,000円
	0円	40,000円	20,000円
	0円	20,000円	10,000円
配偶者控除の額			380,000 円
配偶者特別控除の額			
□マイナンバー(個人番号)については給与支払者に提供済のマイナンバー(個人番号)と相違ない。			

3. 保険料控除申告書 を作成します

変更点：平成29年度まで配偶者特別控除申告書を兼ねた様式でしたが、配偶者控除等申告書ができたことにより配偶者特別控除申告欄が削除となりました。
また、小規模企業共済等掛金控除欄の確定拠出年金法に規定する年金加入者掛金欄が、「企業型」「個人型」に分けて記載するようになりました。

小規模企業共済等掛金控除			
中小企業共済	企業型年金	個人型年金	心身障害者扶養共済制度契約

すでに平成29年度版プログラムで保険料控除申告書を完成させている場合

- ①小規模企業共済等掛金控除欄の確定拠出年金法に規定する年金加入者掛金がある場合、「企業型」と「個人型」に分けて入力し直します。
- ②保険料控除申告書を印刷して下さい。

4.一括入力 を行います (※1名ずつ給料・賞与・手当等金額を入力する場合は5.個別入力へ進みます)

変更点：① 平成29年度以前のプログラムでは扶養/保険料/月別源泉入力でしたが、平成30年度は給料・賞与の月別入力のみに変更しました。

※扶養控除等申告書や配偶者控除等申告書からの流れが昨年と大きく異なり、操作の混乱を避けるため、扶養・保険料については個別入力で各申告書からの読み込みとなっております。

- ② 月合計を表示するようにしました。
- ③ 隔行ごとに色をつけ、見やすくしました。

年末調整源泉一括入力 Ver 1.00

会社コード 1001 東京商事 株式会社 平成 30 年度

入力順 1. 社員順 2. 部署順 3. 範囲指定 全社員

月別 源泉入力

給料[] 11月分

部署	社員	氏名	月	日	総支給金額	社会保険料	控除後の金額	扶養	算出税額	過不足税額	差引徴収税額
1	1	東京 太郎	11	25	452,000	39,356	412,644	3	8,090		8,090
1	3	立川 昂	11	25	510,000	44,730	465,270	4	8,950		8,950
1	4	国分寺 美智子	11	25	330,000	34,890	295,110	2	4,930		4,930
1	5	中野 博高	11	25	296,000	24,448	271,552	1	5,700		5,700
1	10	大手町 太郎	11	25	280,000	9,140	270,860	2	4,060		4,060
1	300	湯沢 史子	11	25	180,000	13,540	166,460	0	3,570		3,570
1	4444	加藤乃 メイ	11	25	200,000	26,600	173,400	0	3,810		3,810
1	5001	岡本 久里	11	25	210,000	18,630	191,370	0	18,100		18,100
合計					2,458,000	211,334	2,246,666		57,210	0	57,210

F2 入力月指定 F3 支給日読込 F4 個人別入力 F5 終了 F8 給与読込 F9 源泉印刷

すでに平成29年度版プログラムで1年間の給料・賞与等金額を入力している場合

5.個別入力へ進み、保険料控除申告書からの読み込み、及び扶養控除等申告書/配偶者控除等申告書からの読み込みを行って下さい。

各申告書からの読み込みが終わっている場合でも、配偶者の判定方法が今年度は変更となっておりますので、個別入力で[F11扶養(配偶者)読]ボタンでの読み込み、[配偶者区分]ボタンで配偶者区分ウィンドウを開いて内容確認及び確定は必ず行って下さい。

平成29年度版プログラムで11月まで支給給料・賞与等金額を入力済の場合

平成29年度版プログラムで11月まで支給給料・賞与等金額を入力

↓
平成30年度版プログラムの個別入力で[F11扶養(配偶者)読]ボタンでの読み込み、[配偶者区分]を開いての内容確認及び確定

↑上記処理後、

- ① [4.一括入力]で12月支給の給料・賞与を入力(給与データがある場合は[F8給与読込])します。
- ② 一括入力が終了したら、必ず一括計算を実行して下さい。
一括入力終了時に一括計算プログラム起動を促すメッセージを表示しますので、[はい]を選択して、一括計算を行います。
本人及び配偶者の合計所得金額から再計算がかかり、配偶者区分を判定してセットします。
- ③ 7.帳票関連へ進み印刷を行って下さい。

5. 個別入力 で扶養読込み・保険料読込み・住宅借入金等特別控除・摘要・給料等入力を行います

平成30年度版プログラムに更新後、扶養(配偶者)の読込みを各人ごと必ず行って下さい

扶養者がいる社員：[F11扶養(配偶者)読] を必ず実行

配偶者がいる社員：[F11扶養(配偶者)読] 実行後、[配偶者区分] ボタンを押して確認・確定

- 変更点：① 配偶者区分設定を、手動から自動に変更しました。
 本人合計所得金額と配偶者合計所得金額から、配偶者控除対象/特別控除対象/対象外を自動判定し、該当の控除額を算出します。
 障害者の場合、同一生計配偶者該当か自動判定し、該当の場合は控除額を算出します。
- ② 配偶者の自動判定により、配偶者を含む扶養者・障害者人数も自動判定で変動することから、手入力を無効化し、「扶養控除等申告書」「配偶者控除等申告書」からの**読込みのみ**に変更しました。

[配偶者区分]ボタンを押して配偶者合計所得金額の確認を必ず行って下さい

扶養者数・障害者数は手入力できません(16歳未満・非居住数含む)

[F11]ボタンで配偶者・扶養者の情報を読み込みます

※本人の合計所得について
 「年調する」場合は、個別入力の「給料・賞与・手当等」より所得金額を計算した結果を表示します。「F11扶養(配偶者)読」をしても本人の合計所得は転記しません。
 ただし「年調しない」場合は、「F11扶養(配偶者)読」にて配偶者控除等申告書の「本人の本年中の合計所得金額」を転記します。

- ③ 平成30年分源泉徴収簿(15)(16)欄の項目名が変更となり、配偶者控除額を(16)欄ではなく(15)欄に記載することとなりましたので、内部計算対応しました。

平成29年分	配偶者特別控除額	(15)	0
	配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	(16)	760,000
平成30年分	配偶者(特別)控除額	(15)	380,000
	扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	(16)	380,000

※平成29年まで手入力可だった(15)欄は、平成30年以降完全自動計算項目となりました。

配偶者区分について

- ・ 配偶者を含む扶養者の情報は「扶養控除等申告書／配偶者控除等申告書」から転記するようになりました。
- ・ [F11扶養(配偶者)読] 実行後、[配偶者区分] ボタンを押して以下の画面を表示し、配偶者の合計所得金額の金額、及び本人に給与以外の所得がある場合は「その他所得合計」を入力して判定を確認・確定します。

扶養控除等申告書から読み込みした内容を表示します

本人に給与以外の所得がある場合は合計所得金額を手入力して下さい
※配偶者控除等申告書からの転記はありません

配偶者控除等申告書から読み込みした配偶者合計所得金額を表示します
※手入力優先です

【※本人の合計所得について】
「年調する」場合は、個別入力「給料・賞与・手当等」より所得金額を計算した結果を表示します。「F11扶養(配偶者)読」をしても本人の合計所得は転記しません。
ただし「年調しない」場合は、「F11扶養(配偶者)読」にて配偶者控除等申告書の「本人の本年中の合計所得金額」を転記します。

【本人の合計所得金額】 ※年調する/しないで合計所得金額を求める対象元が異なります

●年調する受給者

「源泉徴収簿(9)の給与所得」+「個別入力[配偶者区分]内のその他所得欄に手入力した金額」

※ 本人の合計所得 給与所得 その他所得(手入力)
3,797,600 (3,597,600 + 200,000)

区 分	金 額	税 額
給 料 ・ 手 当 等	(1) 4,972,000	(3) 88,990
賞 与 等	(4) 200,000	(6) 10,487
計	(7) 5,172,000	(8) 99,477
給与所得控除後の給与等の金額	(9) 3,597,600	

●年調しない受給者

配偶者控除等申告書の「本人の本年中の合計所得金額(見積額)」

※ 本人の合計所得 給与所得 その他所得(手入力)
4,000,000 () + () ※その他所得は手入力不可となります

本人の本年中の合計所得金額(見積額)	4,000,000 円	区分 I A
--------------------	-------------	--------

【配偶者区分及び配偶者控除区分の自動判定】

配偶者区分入力画面のスクリーンショット。画面には「配偶者区分」のタイトルがあり、配偶者名「東京 花子」、生年月日「昭和 3年 6月30日」が入力されている。本人の合計所得は3,597,600円、配偶者の合計所得（見積額）は350,000円と表示されている。判定ボタンが押された結果、配偶者区分判定が「1」と自動表示されている。画面下部には「確定」ボタンと「キャンセル」ボタンがある。

【※本人の合計所得について】
「年調する」場合は、個別入力「給料・賞与・手当等」より所得金額を計算した結果を表示します。「F11扶養(配偶者)読」をしても本人の合計所得は転記しません。
ただし「年調しない」場合は、「F11扶養(配偶者)読」にて配偶者控除等申告書の「本人の本年中の合計所得金額」を転記します。

下図の算出表より該当を自動判定し、区分・控除区分にチェックが付きます。

配偶者区分

- 控除対象 1, 2, 3 (70歳未満)
- 老人控除対象 1, 2, 3 (70歳以上)
- 特別控除対象 5, 6, 7, 9, 10, 11
- 控除対象外 4, 8, 12, 13

配偶者控除区分

- 同一生計 1, 2, 3, 4
- 源泉控除対象 1, 5

本人及び配偶者の合計所得金額から該当する番号を下図より自動表示します。

配偶者の合計所得金額		本人の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	38万円以下	38万円 ①	26万円 ②	13万円 ③	0円 ④
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	0円 ④
配偶者特別控除	38万円超 85万円以下	38万円 ⑤	26万円 ⑥	13万円 ⑦	0円 ⑧
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	0円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	0円
	95万円超 100万円以下	26万円 ⑨	18万円 ⑩	9万円 ⑪	0円 ⑫
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	0円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	0円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	0円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	0円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	0円
123万円超		0円	0円 ⑬	0円	0円

【確定したら配偶者控除等申告書へ本人及び配偶者の合計所得金額を転記できます】

「確定」ボタンを押すとメッセージを表示します。

配偶者控除等申告書へ転記する場合は「はい」を選択して下さい。(P. 3参照)

警告メッセージボックスのスクリーンショット。内容は「本人の合計所得および配偶者の合計所得(見積額)を配偶者控除申告書へ転記しますか?」であり、「はい(Y)」と「いいえ(N)」のボタンが並んでいる。

扶養控除等申告書で追加・訂正を行った場合

個別入力で[F11扶養(配偶者)読]を必ず行って下さい。
また、配偶者ありの場合は、[配偶者区分]も開いて確認及び確定を行って下さい。

乙欄者の扶養読みについて

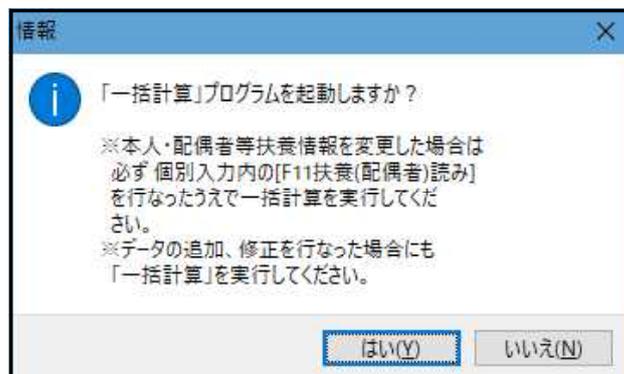
乙欄者の場合、扶養読みボタンが使用できないため、以下の手順で種別を変更して行います。

- ① [F4社員訂正]を押します。
- ② 社員登録画面を表示しますので、税表区分の乙欄を一時的に「甲欄」に変更し[F5終了]します。
- ③ [F11扶養(配偶)読]ボタンが使用できるようになりますので、読みを行います。
- ④ 再度[F4社員訂正]を押し、税表区分の甲欄を「乙欄」に戻して[F5終了]します。
- ⑤ 配偶者ありの場合は[配偶者区分]を開いて、判定確認を行って下さい。

個別入力が終わったら、6.一括計算を実行後、7.帳票関連へ進み印刷を行って下さい

6.一括計算 を実行します

変更点：平成30年度の配偶者(特別)控除改正に対応した計算がかかるようになっていきます。



2. 扶養控除等申告書～5. 個別入力が終わったら

一括計算を必ず実行して下さい。

入力がすべて完了して一括計算を実行した後、
保険料控除申告書や扶養(配偶者)控除等申告書の追加・訂正があった場合

必ず個別入力に戻り各申告書からの読み込み・データ確認をしてから、再度一括計算を実行して下さい。

個別入力で給料・賞与金額以外の入力・読込後、一括入力にて給料・賞与金額の入力した場合

- ① 個別入力で給料・賞与金額以外の入力後、[F11扶養(配偶者)読][F12保険読]、[配偶者区分]を開いて確認。
 - ② 一括入力で給料・賞与金額を入力。
- ①②の処理後、一括計算を実行して下さい。

7. 帳票関連

で各帳票を出力します

変更点：① 源泉徴収簿及び簡易徴収簿は、平成30年分源泉徴収簿(15)(16)欄の項目名変更・記載方法変更に対応しました。

② 源泉徴収票（給与支払報告書）は、平成30年分の様式及び記載方法に対応しました。

源泉徴収票（給与支払報告書）

【有に○が付く条件】

年調する：配偶者が控除対象
年調しない：配偶者が源泉控除対象
(本人甲欄)

【従有に○が付く条件】

本人乙欄かつ配偶者が源泉控除対象

配偶者控除額 または 配偶者特別控除額

(源泉)控除対象配偶者の有無等		老人	配偶者(特別)控除の額	
有	従有		千	円

※印刷に合わせて、個別入力の有無欄も「有」の場合だけ○を表示するようになっています。

【(源泉・特別)控除対象配偶者欄の印刷条件】

年調する：配偶者が控除対象
または特別控除対象
年調しない：配偶者が源泉控除対象

(フリガナ)		区分	
(源泉・特別)控除対象配偶者	氏名		
	個人番号		

同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）が障害者の場合は、「摘要欄」に『氏名（同配）』と印刷し、非居住者の場合は（非居住者）も印刷します。

例) 控除対象でない同一生計配偶者が同居特別障害者

「有」欄は空白

摘要に印刷

(源泉)控除対象配偶者の有無等	老人	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)		非居住者である親族の数
			特定	老人	その他	特別	その他					
有	従有		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
											1	
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額			
円			円			円			円			
(摘要)												
東京 花子 (同配)												

障害者欄に同居特別障害者の人数を印刷

8. 総括表 を作成します

変更点はありません。

9. データバックアップ で平成30年度データを保存します

変更点：データバックアップのオプション「給与・項目登録、コピー項目登録を処理対象にする」に対し、初期値を年調プログラムと給与システムとで差別化しました。

9. 年度更新 について

年度更新では、保険料控除申告書の金額や配偶者控除申告書の金額は繰越しません。

更新オプションの「保険料控除申告・金額」にチェックを付けると金額もそのまま繰越すことができます。

※配偶者控除等申告書
本人及び配偶者の合計所得
金額を繰越す場合は、
チェックを付けて下さい。